平成２９年（フ）第８６６号
東京都狛江市和泉本町１丁目36番１―910号
債務者　松岡　瑛司
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８９９号
東京都国立市北２丁目９番の４国立メゾン101
債務者　本野　　悟
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第３４１号
静岡県浜松市南区頭陀寺町326番地の９、前住所愛知県豊橋市多米東町１丁目17番地９（202）
債務者　小澤　好光
1　決定年月日時　平成29年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
栃木県佐野市山越町336番地２
債務者　髙田　見和（旧姓大根田）
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６７号
栃木県足利市伊勢南町６番地16　アリス202
債務者　木村　茂夫
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６８号
栃木県佐野市高萩町520番地１　天海アパート
債務者　渡邊　裕巳
1　決定年月日時　平成29年９月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月17日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第６７２２号
東京都練馬区平和台１丁目37―１―501
債務者　松本　　守
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第６７４２号
東京都狛江市岩戸南１丁目４―17―519
債務者　中西　哲也
1　決定年月日時　平成29年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１８７７号
神奈川県鎌倉市鎌倉山４丁目10番16号
債務者　坂本　雪代
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第９３１号
東京都三鷹市井の頭２丁目29番５号松山荘205
債務者　山野　謙二
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第６６号
栃木県足利市伊勢町４丁目22番地14
債務者　小林　　篤
1　決定年月日時　平成29年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前11時40分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２９年（フ）第１５４２号
神奈川県大和市大和南２丁目８番23号　ジョイフル大和南205号
債務者　水内　智博（旧姓酒井）
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６４８号
神奈川県鎌倉市台１丁目５番11号　メゾン大船102
債務者　野口　直子
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６６０号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地５－８棟401号
債務者　陣内　信市
成年後見人　高木　英恵
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７０１号
横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町212番地　リエス横浜保土ケ谷205号
債務者　千吉良　直
1　決定年月日時　平成29年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月29日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部